居宅サービス計画作成に係る届出について

1 概要

那珂川市では、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成する際に、原則的に居宅サービス計画に位置付けることのできない次の①~③のサービスについて、アセスメントの結果やむを得ずサービスが必要であると判断し、居宅サービス計画に位置付ける場合、事前に保険者である本市に対して、当該事由の届出を行うこととしています。

また、基準省令により位置付けのある居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないとされているサービス④についても、同様の届出様式としています。

適正なサービス利用につなげるため、ご協力をお願いします。

2 届出が必要な介護保険サービスの内容

- ①軽度者に対する福祉用具の例外給付届出(指定居宅サービスの介護報酬 福祉用具貸与 留意事項通知 注4、指定介護予防サービスの介護報酬 介護予防福祉用具貸与注4)
- ②認定の有効期間のおおむね半数を超えて利用する短期入所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第 21)
- ③同居家族がいる場合の生活援助(「指定居宅介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導および福祉用具貸与に係る部分)および指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の2(6)(平成12年3月1日老企36号)
- ※同居家族全員が要介護・要支援認定を受けている場合を除く
- ④厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18の2)
- 3 問い合わせ先那珂川市 高齢者支援課 介護保険担当 (092) 953-2211
- 4 資料・提出書類(別添)
- ①軽度者に対する福祉用具の例外給付届出
- ②認定の有効期間のおおむね半数を超えて利用する短期入所
- ③同居家族がいる場合の生活援助
- ④厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護